

島根県報

令和5年7月28日(金)

第 4 3 4 号

(毎週火・金曜日発行)

https://www.pref.shimane.lg.jp/

<i>•/</i> →
<i>: V</i>
 9 0

【告 示】

指定施業要件の変更予定保安林 (3件) (森 林 整 備 課) 2 森林法第189条の規定による告示及び掲示 (3件) (") 3 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出 (中 小 企 業 課) 6

【訓令】

職員の勤務時間に関する規程の一部改正 (人 事 課) 8

【公告】

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定(薬事衛生課)8公共測量の実施(技術管理課)9開発行為に関する工事の完了(都市計画課)9

【公企規程】

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程 (企業局総務課) 10

【教委訓令】

職員の勤務時間に関する規程の一部改正 (教育庁総務課) 10

【人委規則】

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則 10

告示

島根県告示第522号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する 同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年7月28日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所 安来市広瀬町奥田原2267
- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

広瀬町奥田原2267 (次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第523号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和5年7月28日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
 - 雲南市大東町下久野1108-1
- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大東町下久野1108-1 (次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第524号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3に おいて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和5年7月28日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所 雲南市掛合町多根3034-12
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1)立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 掛合町多根3034-12(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第525号

令和5年島根県告示第277号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和5年7月28日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方
大田市五十猛町野田297、298-1、298-2	林 公行
大田市五十猛町野田297乙	宮本 譲
大田市五十猛町楠石山308-2、308-3	林 友三郎
大田市五十猛町釜屋曽根1488-1	森本 利作
大田市五十猛町スリ2276-2	田中 礼一郎
大田市五十猛町藤東平2279-18から2279-20まで、2279-28	長尾 君子
大田市五十猛町湊奥山2280-26	福田 治四郎

大田市五十猛町湊奥山2280-28	田中 敏夫
大田市五十猛町笠松2322-18	木下 行雄
大田市五十猛町笠松2322-20、2322-21	細田 久二郎
大田市五十猛町堀田2346-3	福田 亘
大田市五十猛町荒神山2357-8	韓神新羅神社
大田市五十猛町野梅2614-18	山内 政二郎
大田市五十猛町汐吹2650-3	吉原 恭三
大田市五十猛町楠石山2655	柿田 儀三郎
	土肥 リヨ
	永井 寅二郎
	林 和惣治
大田市五十猛町楠石山2657-1、2662、2663、2664-1、2664-	吉原 倹一
3	
大田市五十猛町楠石山2660	林 文兵衛
大田市五十猛町平瀬山2667-2	坂根 又三郎
大田市五十猛町田尻2670続1	宮本 穣
大田市五十猛町平瀬山2673	細田 力
大田市五十猛町田尻2675-1	海塚 島吉
大田市五十猛町釜屋2676-3	海塚 久工
大田市五十猛町釜屋2680-3	石橋 虎吉
大田市五十猛町挽木山2699	重本 リン
大田市五十猛町小サル2738、サル2739、向灘2740、唐子2742-	清水 嘉之
1、2742-3、2744、2744-1、小柴木2743、2745、2745-1、	
馬ノ瀬2747、モウキ2748	
大田市五十猛町小柴木2749-1、2749-2	稲田 長市
大田市五十猛町モウキ2752-2	清水 郁夫
大田市五十猛町高浜2819-17	柳原 久一郎

島根県告示第526号

令和5年島根県告示第382号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を隠岐の島町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和5年7月28日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方
隠岐郡隠岐の島町北方越地1809-2	谷 栄信
	谷 恵一
	谷 恵美
	谷 富美

隠岐郡隠岐の島町北方東858-3	北方神社
隠岐郡隠岐の島町北方野地932	野内 祐
隠岐郡隠岐の島町北方外坂場1278-3	村上 晴夫
隠岐郡隠岐の島町北方赤岩1502-1	永海 信夫
	永海 静夫
隠岐郡隠岐の島町北方ミミサキ1527	永海 丹
隠岐郡隠岐の島町北方元釜屋1501、ミミサキ1523	永海 哲夫
隠岐郡隠岐の島町北方ミミサキ1529	永海 博幸
隠岐郡隠岐の島町北方元釜屋1501、灰床1509、1510、1511	永海 隆俊
隠岐郡隠岐の島町北方ミミサキ1520、1525-2	奥山 和代
隠岐郡隠岐の島町北方那久屋1516、1517	高井 政史
隠岐郡隠岐の島町北方村松1667、1676、丁子1665-2、1666	三隅司
隠岐郡隠岐の島町北方元釜屋1501	森脇 眞
	村上 保雄
	村上 廉三郎
	大田 アキ
隠岐郡隠岐の島町北方村松1677-1、1677-2、1677-3、1678	瀧本 泰隆
内1、1679-4、1679-5、1679-8	
隠岐郡隠岐の島町北方村松1680-1	福浦 吉太郎
隠岐郡隠岐の島町北方村松1678	福浦 勝子
隠岐郡隠岐の島町北方村松1680-2、浜ノ越1684	福浦 豊一

島根県告示第527号

令和5年島根県告示第416号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を隠岐の島町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和5年7月28日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方
隠岐郡隠岐の島町山田奥山田ノ四1721、奥山田ノ二1719-11、	菊地 穆
1719-14、1719-15	
隠岐郡隠岐の島町山田奥山田ノ三1720-2、1720-4、奥山田ノ	吉崎 純治
1719 - 4, $1719 - 5$, $1719 - 13$	
隠岐郡隠岐の島町山田水谷304-1、清水289、297、殿ヶ内254-	吉山 喜代太郎
1	
隠岐郡隠岐の島町山田清水283	吉山 篤美
隠岐郡隠岐の島町山田奥山田ノ六1723-4、1723-8	原 正治
隠岐郡隠岐の島町山田奥山田1718-27	高井 政史
隠岐郡隠岐の島町山田床山ノー1807-7	佐々木 一郎

隠岐郡隠岐の島町山田清水280	坂田 喜久子
隠岐郡隠岐の島町山田向平310、311	山下 千鶴子
隠岐郡隠岐の島町山田山川1374、大田1349、谷田1360、南ノ原	寺本 演義
1387	
隠岐郡隠岐の島町山田奥山田1718-21、1718-22、1718-32、	篠 オキョ
1718-33、1718-34	
隠岐郡隠岐の島町山田清水302-1	勝部 トメ子
隠岐郡隠岐の島町山田奥山田ノ五1722-3、奥山田ノ四1721-	勝部 ハルノ
10、1721-11、南ノ原1383-2	
隠岐郡隠岐の島町山田清水302-1	勝部 善五郎
	勝部 善松
隠岐郡隠岐の島町山田奥山田ノ五1722-4	勝部 善六
隠岐郡隠岐の島町山田奥山田1718-9、1718-12、奥山田ノ五	勝部 忠雄
1722-2、山川1380、南ノ原1382	
隠岐郡隠岐の島町山田奥山田ノ四1721-4、水谷304-2、305、	勝部 忠雄
清水302-1	
隠岐郡隠岐の島町山田谷田1367-1	勝部 徳行
隠岐郡隠岐の島町山田南ノ原1384	勝部 徳行
隠岐郡隠岐の島町山田向平310、311、315-1	早川 キミノ
隠岐郡隠岐の島町山田向平310、311	早川 稔
隠岐郡隠岐の島町山田奥山田ノ四1721-3	村上 コマ
隠岐郡隠岐の島町山田向平323-1	村上 勝夫
隠岐郡隠岐の島町山田山川1376	村上國一
隠岐郡隠岐の島町山田殿ヶ内259	沢田 立次郎
隠岐郡隠岐の島町山田奥山田ノ六1724	長谷川 卯四郎
隠岐郡隠岐の島町山田奥山田ノ六1723-5	長谷川 夘四郎
隠岐郡隠岐の島町山田奥山田1715	田崎 由美子
隠岐郡隠岐の島町山田谷田1368	田中井 春光
隠岐郡隠岐の島町山田奥山田ノ六1723-1、1723-2	藤田 由美子
隠岐郡隠岐の島町山田奥山田ノ四1721-6	藤野 光次郎
隠岐郡隠岐の島町山田奥山田ノ四1721-1、奥山田ノ六1723-	藤野 準五郎
11、1723-13、1723-16、1723-17	
隠岐郡隠岐の島町山田水谷307-1	藤野 武弘
隠岐郡隠岐の島町山田粟ケ谷ノ六1983-4	内藤 俊雄
隠岐郡隠岐の島町山田水谷304-1、清水289、297、殿ヶ内254-	保証責任山田負債整理組合
1	
隠岐郡隠岐の島町山田奥山田ノ四1721-21	嶽野 武信

島根県告示第528号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により

次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和5年7月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) マルイナチュラルガーデン黒田 島根県松江市黒田町418外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所 株式会社サンインマルイ 代表取締役 松田 欣也 鳥取県鳥取市湖山町東一丁目122-1

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所 株式会社サンインマルイ 代表取締役 松田 欣也 鳥取県鳥取市湖山町東一丁目122-1

(4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和6年3月15日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,358平方メートル

(サンインマルイ棟 4,558平方メートル、外テナント 800平方メートル)

- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数

サンインマルイ棟敷地、フィットネス敷地及び隔地駐車場 276台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

サンインマルイ棟敷地内 61台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

サンインマルイ棟北側 36平方メートル

サンインマルイ棟南側 104平方メートル

外テナント 54平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

サンインマルイ棟南側 31.5立方メートル

外テナント 6立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社サンインマルイ 24時間

その他 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

サンインマルイ棟敷地及びフィットネス敷地 24時間

隔地駐車場 午前6時から午後9時まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

5か所 サンインマルイ棟敷地

1か所 フィットネス敷地

2か所 隔地駐車場

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

令和5年7月14日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課(島根県松江市末次町86番地)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

訓

島根県訓令第11号

本 庁

地方機関

職員の勤務時間に関する規程(平成元年島根県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

令和5年7月28日

島根県知事 丸 山 達 也

第5条を削る。

附 則

この訓令は、令和5年7月28日から施行する。

公 告

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習を次のとおり指定したので、クリーニング業法施行細則(昭和46年島根県規則第53号)第12条第2項の規定により公告する。

令和5年7月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 研修及び講習の主催者

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

公益財団法人 島根県生活衛生営業指導センター

島根県松江市大輪町414番地9

3 研修又は講習の種類等

(1) 第1型研修

開催年月日	会 場 名	所 在 地
令和5年10月29日	いわみーる	浜田市野原町1826-1
令和5年11月26日	いきいきプラザ島根	松江市東津田町1741-3

(2) 第1型講習

開催年月日	会 場 名	所 在 地
令和5年10月29日	いわみーる	浜田市野原町1826-1

(3) 第2型研修

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
令和5年9月8日	令和5年11月30日	令和6年1月9日

(4) 第2型講習

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
令和5年9月8日	令和5年11月30日	令和6年1月9日

4 受講料

第1型研修 5,000円

第1型講習 4,500円

第2型研修 5,000円

第2型講習 4,500円

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年7月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量 (数値地形図データ更新)

2 作業期間

令和5年7月19日から令和6年1月31日まで

3 作業地域

邑智郡邑南町全域

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和5年7月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開発区域

雲南市大東町新庄296番 1、296番 5、296番 6、296番 7、296番 8、296番 9、296番 10、296番11、296番12、296番 13、296番14、296番15、296番16、296番17、296番18、296番19、296番20、296番21、296番22、296番23、296番24、

296番25、296番26、296番27、296番28、296番29、296番30、296番31、295番8、326番1、326番2、327番3、327番4、327番5、328番2、328番4、329番4、330番16

面積 8,716.61平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

雲南市木次町里方952番地5

雲南市土地開発公社 理事長 吉山 治

島根県公営企業管理規程

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年7月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第12号

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員就業規程(昭和48年島根県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。 附則第4項を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

島根県教育委員会訓令第6号

本 庁 教 育 事 務 所 埋蔵文化財調査センター 教 育 機 関

県 立 学 校

職員の勤務時間に関する規程(平成4年島根県教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

令和5年7月28日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

第5条を削る。

附則

この訓令は、令和5年7月28日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月28日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第15号

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間に関する規則(平成元年島根県人事委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。 附則第 3 項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。